

志望する専攻	第1志望	専攻
	第2志望	専攻

志望する専攻	第1志望	専攻
	第2志望	専攻
	第3志望	専攻

同様式の注2中「7.0センチメートル」を「4センチメートル」に、「5.0センチメートル」を「3センチメートル」に改める。

附則

1 (施行期日)
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の山口県立農業大学校規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十二号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和六十年山口県規則第五十三号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物原種配付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

を

に改め、

主要農作物原種配付規則を廃止する規則

主要農作物原種配付規則（昭和二十七年山口県規則第七十四号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県主要農作物原種表示規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十四号

山口県主要農作物原種表示規則を廃止する規則

山口県主要農作物原種表示規則（昭和三十三年山口県規則第四十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



山口県告示第百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年三月二十三日から同年四月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	七 四		七 四		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前	通 常	最 大	
〃	七・五	七・六	〃	七・四	〃	〃	二四、六八二
	〃	九・五	〃	八・五	〃	〃	三四、二三八
〃	一一・二	一一・六	〃	七	〃	〃	一〇、一一五
	一五・七	一四・九	〃	二〇	〃	〃	一三、六七二
〃	一六・一	一四	〃	一〇・六	〃	〃	〃
	三八・九	三六	〃	三〇	〃	〃	〃
〃	二〇	五	〃	二〇	〃	〃	〃
	四九	二〇	〃	六〇	〃	〃	〃
〃	〇・四	〃	〃	〇・三	〃	〃	〃
	〇・七	〇・六	〃	八	〃	〃	〃
〃	二四、六八二	六、五八二	〃	一〇、一一五	〃	〃	〃
	三四、二三八	九、五八九	〃	一三、六七二	〃	〃	〃

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	〃	〃	八・二	〃	〃	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	八・五(七)	〃	九(五)	〃	八・五(五)	〃	〃	〃	九(五)	〃	八・五(五)	最	
〃	〃	〃	二	〃	二・二	〃	二・六	〃	〃	〃	一四・五	〃	七	大	
〃	〃	〃	三	〃	一五・七	〃	一四・九	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	四	〃	一六・二	〃	一四	〃	〃	〃	〃	〃	一〇・六	常	
〃	〃	〃	九	〃	三・八・九	〃	三六	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	最	
〃	〃	〃	検出せず	〃	四	〃	四・四	〃	〃	〃	〃	〃	四・五	大	浮遊物質 (mg/l)
〃	〃	〃	二	〃	二〇	〃	二五	〃	〃	〃	〃	〃	六〇	通	
〃	〃	〃	四	〃	四九	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	一〇一	常	
〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・四	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〇・三	通	窒素 (mg/l)
〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・七	〃	〇・六	〃	〃	〃	〃	〃	〇・八	最	
〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・七	〃	〇・七	〃	〃	〃	〃	〃	八	大	
〃	一七六、八八〇	〃	一七五、二〇〇	〃	二四、六八二	〃	六、五八二	〃	〇	〃	一六、三六〇	〃	二六、三九一	通	排水の一日当たりの量(m ³)
〃	一七八、五六〇	〃	一七五、二〇〇	〃	三四、二三八	〃	九、八九七	〃	〇	〃	一九、九八五	〃	三〇、一〇四	常	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

共同処理施設		
処理後		
変更後	変更前	変更後
七・五	七・六	七・五
〃	〃	〃
一一・二	一一・六	一一・二
一五・七	一四・九	一五・七
一六・一	一四	一六・一
三八・九	三六	三八・九
四	四・四	四
二〇	五	二〇
四九	二〇	四九
〇・四	〇・三	〇・四
〇・七	〇・六	〇・七
二四、六八二	六、五八二	二四、六八二
三四、二三八	九、五八九	三四、二三八

No.10 排水口	No.9 排水口	
	変更後	変更前
〃	六・二	八
〃	八・五	九・五
〃	二	一〇
〃	五	二〇
〃	一	四〇
〃	五	四〇
〃	〇・五	五
〃	三	五
〃	〃	一〇
〃	〇・二	一
〃	〇・四	二
〃	一三・〇	〇
〃	二二・〇	四三〇、〇〇〇

山口県告示第四百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十二条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

大井湊区域	区	域	区	分
				小型定置網漁業及び主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業

山口県告示第五百五号

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成三十年山口県告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 三の四の2を次のように改める。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

山口県告示第四百六号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

山口県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年三月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 道路の種類 県道
- 路線名 豊浦菊川線
- 道路の区域

下関市豊浦町大字小串字谷田ヶ浴六〇八地先から同市豊浦町大字小串字外無田八〇の地先まで	新	最狭 七・八・二 七二・六	一、六三一・二	起点の変更による。
下関市豊浦町大字小串字稲荷一五六の地先から同市豊浦町大字小串字外無田八〇の地先まで	旧	最狭 七二・六	一、六三一・二	ダブルウェイ
下関市豊浦町大字小串字稲荷一五六の地先から同市豊浦町大字小串字外無田八〇の地先まで	旧	最狭 七三・五 七二・六	二、〇四五・一	

山口県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

柳井市

二 都市計画事業の種類及び名称

柳井都市計画下水道事業柳井市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年十二月九日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

柳井市片野西、山根、姫田、東土手、新天地、天神、土手町、新市北、新市、新市南、新市沖、北浜、南浜一丁目、南浜二丁目、南浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、駅南、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、南町六丁目、南町七丁目、ニュータウン南町、柳井、柳井津、古開作及び新庄

山口県告示第百九号

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の四の2を次のように改める。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。



(五) 土地改良区の解散の命令

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三百三十五条第一項の規定により、土地改良区の解散を次のとおり命じました。

平成三十年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称

熊毛郡平生町平生土地改良区

命令年月日 平成三〇、三、一二



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十三日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 酒井 治 己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を

成す水面

(一) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 榎野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 栗野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月二十三日印刷
平成三十年三月二十三日發行

發行人所

山口縣知事